

○福岡県警察鑑識鑑定官指定制度実施要綱の制定について(通達)

平成17年1月6日

福岡県警察本部内訓第1号

各部長、各所属長あて警察本部長

この度、福岡県警察鑑識鑑定官指定制度実施要綱を次のとおり制定し、1月11日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

なお、この内訓の施行の際現に鑑識課において、指掌紋及び足こん跡の鑑定等業務に従事する者であって通算して10年以上鑑定等業務に従事した経験を有し、かつ、警部補以上の階級(同相当職を含む。)にあるものにあつては、第4の1の(1)に規定する主任鑑定官の要件を満たすものとみなす。

記

第1 目的

この内訓は、刑事部鑑識課(以下「鑑識課」という。)の職員(福岡県警察の職員をいう。以下同じ。)のうち、指紋及び掌紋(以下「指掌紋」という。)並びに足跡及びこん跡(以下「足こん跡」という。)の鑑定、対象及び検査(以下「鑑定等」という。)を行う技能及び知識(以下「技能等」という。)を有すると警察本部長(以下「本部長」という。)が認めた者を鑑識鑑定官に指定することにより、職責の自覚と士気の高揚を図り、もって鑑定等の技能等を向上させ、鑑定等の業務(以下「鑑定等業務」という。)を適確に処理することを目的とする。

第2 鑑識鑑定官の種別等

1 鑑識鑑定官の種別

鑑識鑑定官の種別は、主任鑑定官及び鑑定官とする。

2 鑑定等の分野の区分

鑑定等の分野は、指掌紋鑑識及び足こん跡鑑識とする。

第3 鑑識鑑定官の任務

鑑識鑑定官は、刑事部鑑識課長(以下「鑑識課長」という。)の指揮を受け、次に掲げる任務に当たるものとする。

1 鑑定等

(1) 主任鑑定官

高度な技能等を要する鑑定等で、鑑識課長が命ずるもの

(2) 鑑定官

主任鑑定官が取り扱う鑑定等以外の鑑定等

2 鑑定書等の作成

鑑定書(犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第192条第1項に規定する鑑定書をいう。)その他の鑑定等に関する書類(以下「鑑定書等」という。)を作成すること。

3 公判の対応

自らが作成した鑑定書等に関し公判での対応を行うこと。

4 指導教養等

鑑定等に係る研究を推進し、技能等の向上に努めるとともに、後継者の育成及び鑑識業務に従事する職員に対する指導教養を行うこと。

第4 鑑識鑑定官の指定等

1 鑑識鑑定官の指定

(1) 鑑識課長は、鑑識課の職員であつて、次に掲げる鑑識鑑定官の種別に応じ、それぞれに掲げる要件のいずれかに該当する者のうちから、鑑識鑑定官として指定することが適当であると認めるものを選考し、鑑識鑑定官指定上申書(様式第1号)により本部長に上申するものとする。

ア 主任鑑定官の要件

(ア) 現に鑑定等業務に従事する者であつて通算して5年以上鑑定官として従事した経験を有し、かつ、警部補以上の階級(同相当職を含む。以下同じ。)に

あるもの

- (イ) 現に鑑定等業務に従事し、かつ、警部補以上の階級にある者であって、警察庁科学警察研究所法科学研修所の鑑定技術職員専攻科の課程を修了した者又は当該課程を修了した者と同等の技能等を有すると鑑識課長が認めるもの

イ 鑑定官の要件

- (ア) 現に鑑定等業務に従事する者であって通算して5年以上鑑定等業務に従事した経験を有するもの
- (イ) 現に鑑定等業務に従事する者であって、警察庁科学警察研究所法科学研修所の鑑定技術職員現任科の課程を修了した者又は当該課程を修了した者と同等の技能等を有すると鑑識課長が認めるもの
- (2) 本部長は、(1)の規定による上申に係る者を鑑識鑑定官に指定することが適当であると認める場合は、当該者に対して指定書(様式第2号)を交付して鑑識鑑定官に指定するものとする。

2 鑑識鑑定官の指定の解除

- (1) 鑑識課長は、鑑識鑑定官が疾病その他の理由により任務を遂行することができず、その指定を解除する必要がある場合は、鑑識鑑定官指定解除申請書(様式第3号)により本部長に指定の解除を申請するものとする。
- (2) 本部長は、(1)の規定による申請があった場合において、指定を解除する必要があると認めるときは、当該者に対して指定解除通知書(様式第4号)を交付して鑑識鑑定官の指定を解除するものとする。
- (3) (2)の規定による解除のほか、鑑識鑑定官が人事異動により配置換えとなり鑑定等業務に従事しなくなった場合又は退職した場合は、当該鑑識鑑定官の指定は解除されたものとみなす。ただし、人事異動により配置換えとなり、当該指定が解除されたものとみなされる者であっても、第3の3の任務を行う必要が生じた場合は、当該任務に当たるものとする。

第5 鑑識課長の責務

- 1 鑑識課長は、鑑識鑑定官の鑑定等の技能等及び公判での対応に関する指導教養に努めるものとする。
- 2 鑑識課長は、鑑識課に、鑑識鑑定官の種別ごとに鑑識鑑定官指定記録簿(様式第5号)を備え付け、鑑識鑑定官の指定及び解除の経緯を明らかにしておくものとする。

第6 鑑定書等に対する記載

鑑識鑑定官は、鑑定書等の作成に当たり所属及び氏名を記載する場合は、所属の次に、主任鑑定官にあつては主任鑑定官と、鑑定官にあつては鑑定官と記載するものとする。

(平19本部内訓7・本項一部改正)

第7 関係書類の保存

鑑識課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
鑑識鑑定官指定記録簿	鑑識鑑定官指定上申書	長期
	鑑識鑑定官指定解除申請書	
	鑑識鑑定官指定記録簿	